

## 7 暮らしを守るために

### ◆ 医療費

医療費が高額な場合は、月ごとに一定の金額を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。また、健康保険に加入している本人が働けなくなった場合は、給与の代わりに傷病手当金が支給されます。このほか本人と家族が1年間に支払った医療費が10万円を超えた場合は、超過分が医療費控除となり、控除額に対する税金が返してもらえます。なお、国民健康保険には、傷病手当金の制度はありません。

### ◆ 病院の相談窓口

がん診療連携拠点病院はもちろんですが、規模の大きな総合病院には「医療相談室」などの名称で相談窓口が設けられ、医療ソーシャルワーカーらが常駐していて、介護保険制度など国や自治体が設けている様々な福祉制度や扶助の紹介や、療養中・退院後の生活へのアドバイスをしてくれます。

### ◆ 高齢の親の介護

親御さんが住んでいる自治体の高齢者福祉担当課で事情を説明し、介護の必要度によっては介護保険を申請し、認定を受けます。要介護の度合いによってホームヘルパーによる食事、入浴、排泄などの介護を受けたり、デイサービス、短期入所施設などを利用できたりします。一人で抱え込もうとしないことです。

### ! お役立ち情報

#### ▶ 静岡がんセンター編 「学びの広場 医療費のしくみ」

Web版がんよろず相談Q&A (<http://cancerqa.scchr.jp/>) からダウンロード可能。